

栃木県に国会を、足利市に文部省を
—首都機能を栃木県に移転させるための基礎知識—

開倫塾
塾長 林 明夫

1. はじめに

「何を夢みたいなことを」というまえに、どこまで正式に国会で決まっているかを認識した上で、首都機能を栃木県に移転させるために、どうしたらよいかを考えたいと思う。まずは、以下の資料をどうか何十回もかみしめながらお読み頂きたい。

2. 国会等の移転に関する決議

(平成2年11月7日 衆・参両院において決議)

わが国は、明治以来近代化をなしとげ、第2次世界大戦後の荒廃から立ち上がり、今日の繁栄を築きあげてきた。今後の課題は、国民がひとしく豊かさを実感する社会を実現し、世界の人々との友好親善を深め、国際社会に貢献していくことである。

わが国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が首都東京へ集中した結果、人口の過密、地価の以上な高騰、良好な生活環境の欠如、災害時における都市機能の麻痺等をぜしめるとともに、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、さまざまな問題を発生させている。

これら国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、21世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。

政府においては、右の趣旨を体し、その実現に努力するべきである。

右決議する。

3. 国会の移転に関する法律 平成4年12月24日

我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の中から立ち上がり、かつてない経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神的充足を求める気運の増大、多様な地域文化をはぐくむことや全世界との連携を強化することについての認識の高まりにみられるように、時代は大きく変わろうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている。これらの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな桎梏となっている。

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行財政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の責務)

第一条 国は国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢なもの(以下「国会等」という。)の東京圏以外の地域への移転(以下「国会等の移転」という。)の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。

(定義)

第二条 この法律において「多極分散型国土」とは、多極分散型国土形成促進法(昭和 63 年法律第 83 号)第一条に規定する多極分散国土をいう。

2 この法律において「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第三十二条第一項に規定する東京圏をいう。

第二章 検討指針

第三条 国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章の定めるところにより、広範かつ多角的にこれを行うものとする。

第四条 地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行財政の改革と的確に関連付けるものとする。

第五条 国会等の移転と多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保するものとする。

第六条 経済及び文化における国際的中枢機能並びに良好な移住環境等を備える都市としての東京都の整備との調和を図るとともに、国会等の移転先(以下「移転先」という。)の新都市と東京都との機能面での連携を確保するものとする。

第七条 移転先について、災害に対する安全性、地形の良好性、水の供給の安定性、交通の利便性、土地取得の容易性等の条件を配慮するものとする。

第八条 移転先の新都市が、交通通信体系の整備等により、世界及び我が国の各地域との交流が容易であり、かつ、良好な居住環境等を備えた都市となるようにするものとする。

第九条 国会等の移転の計画は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応することができる段階的なものとする。

第十条 移転先の新都市の整備に際し、適切な土地対策を講じるものとする。

第十一条 地震の大規模災害に対処する上での緊急性、東京の災害対策の充実等に配慮するものとする。

第三章 国会等移転調査会

(国会等移転調査の設置)

第十二条 総理府に、国会等移転調査会(以下「調査会」という。)を置く。

「以下省略」

4. おわりに

現実には、国会移転に向け着々と動き、その中でも栃木県が最有力視されているこのごろである。研究学園都市を筑波にとられたと同じ失敗をしないよう、どうしたらよいか考えたい。